

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第22号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同項第2号中「以下」を「次条第4項において」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「以下」を「次条第4項において」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条第4項において同じ。）の期間

第11条第4項中「要しなかった期間」の次に「及び配偶者同行休業をした期間」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。